

放課後等デイサービスに関する
アンケート調査結果を踏まえた
子ども部会提案書にかかる状況報告

平成28年11月25日

熊本市健康福祉局障がい者支援部

障がい保健福祉課

放課後等デイサービスに関するアンケート調査結果を踏まえた子ども部会提案書にかかる状況報告(H28.11現在)

子ども部会提案内容(平成27年度第2回自立支援協議会)			本市状況(H28.11現在)
項目	内容	理由・背景等	
1 支援に携わる職員の専門性の向上	<p>○熊本市全体の支援の質の向上を図る観点から、事業所間の情報共有や連携を図る「放課後等デイサービス連絡会議(仮称)」を設置して欲しい。設置にあたっては市からの働きかけをお願いしたい。また、運営の際には、情報提供等の必要な支援に取り組んでいただきたい。</p> <p>○事業所の特徴を生かした運営には柔軟性をもたせつつ、障がいへの理解・知識・技術面で、一定の水準を満たす職員が増えるよう、研修の機会を提供していただきたい。</p>	<p>児童の支援にあたる職員の知識・技術については、事業者・利用者ともに課題があると感じている。</p> <p>アンケートでは、「職員のスキルアップのために県外研修も受けさせたいが、職員体制に余力がないため、職員が学ぶ機会が近場で欲しい」という事業者の意見や、「行政機関主催で療育に関する研修を充実して欲しい」という利用者からの意見が上がっている。</p> <p>また、国が策定したガイドラインの中でも、設置者・管理者の重要な管理業務のひとつとして、「児童発達支援管理責任者及び従業者の知識・技術の向上への取り組み」が挙げられており、こうした機会の提供を身近な市町村で受けられることが重要であると考えている。</p>	<p>平成27年度に、市内の放課後等デイサービス事業所の情報共有の場として、サークルを発足されたと聞いている。会議の活動目的が事業所間での情報共有や連携・協力・協同を図る等であることから、本市としては、新規に立ち上げた事業所等にサークルについて紹介する等し、協力していきたいと考えている。</p> <p>予算措置が必要な研修の実施について、すぐに対応が困難であるため、引き続き、県等他団体から研修の案内があった場合には、各事業所へ随時情報提供していく。</p>
2 必要とする支援を受けられる体制整備	<p>(1)適正な事業所配置の促進と、地域格差の是正</p> <p>○保護者のニーズ等を把握したうえで、地域格差が広がらないよう、今後の事業所指定に配慮をお願いしたい。</p> <p>○事業者に対し、送迎の実施を促していただきたい。</p>	<p>アンケートでは、熊本市の放課後等デイサービス事業所の数が不足しているという多くの意見があり、利用のための予約を取ることができず、必要なサービスを受けられていない現状がある。さらに地域別に見ると、中央区8カ所、東区7カ所に対し、南区は2カ所(H27.5.31時点)で、やむを得ず市外の事業所を利用している利用者も少なくないという状況であった。</p> <p>今後、支援の地域格差が広がることのないよう、市においては保護者のニーズ等を把握したうえで、今後の事業所指定に配慮をお願いしたい。</p> <p>また、利用者がやむを得ず生活圏域と離れた事業所を利用することになった場合でも、容易に利用することが可能となるよう、事業所には送迎の実施を促していただきたい。あわせて、送迎時の児童の安全性を確保するため、送迎に関しての基準を示していただくことも必要であると考えている。</p>	<p>平成28年9月1日現在の放課後等デイサービスの事業所数を地域別に見ると、中央区19箇所、東区15箇所、西区10箇所、南区9箇所、北区13箇所となっており、各区に事業所が増えてきたところである。</p> <p>従前から、事業所の新規指定の相談があった場合には、事業所情報を提供するとともに、地域格差が広がらないように配慮してきたところであるが、今後も引き続き配慮を続けていく。</p> <p>また、送迎に関しても、事業所の新規指定の相談の際には、実施を促してきたところであるが、今後も継続して行っていきたい。</p>
	<p>(2)支給決定方法の見直し</p> <p>○23日(最大量)決定という支給決定方法を見直していただきたい。</p>	<p>計画相談の都合上と考えられるが、必要としない場合でも23日で支給決定されている。</p> <p>支給量が過多であるために、安易に利用回数を増やす利用者が増え、緊急にサービスの利用を求められた時に対応できない(定員に空きがなく受け入れられない)事業所が増加していく可能性がある。</p> <p>一方で、23日では支給量が不足するという利用者もいるため、本人の支援の必要性に合わせた支給決定方法に戻していただくことを提案する。</p> <p>また、夏休みなどの長期休暇中と、それ以外の期間は、必要な日数が異なるため、それぞれの期間に分けて支給決定するなどの工夫を行っていただきたい。</p>	<p>平成24年度より施行された障害児通所支援については、当初より、支給決定量の増量希望が複数件上がっていた。本市においては、現在申請から支給決定まで一定期間の時間を要しているため、当該増量申請を行ったとしても、即座に利用者の希望する支給時間を得ることが困難であった。そのため、26年度末に、原則、支給量上限である23日の支給を行い、希望がある場合はその範囲内で支給量を調整する取扱いとした。</p> <p>事業者においては、利用者の利用調整についてご理解とご協力をお願いしたい。</p> <p>なお、障害福祉サービスの日中活動系についても基本的には当該月-8日を基本基本的な支給量として取り扱っている。</p>

子ども部会提案内容(平成27年度第2回自立支援協議会)			本市状況(H28.11現在)
項目	内容	理由・背景等	
2 必要とする支援を受けられることができるための体制整備	(3)経済的支援について ○報酬単価の積み増しを検討いただきたい。	アンケートでは、「特に重症心身障がい児の受入れを行う場合、嘱託医や看護師をはじめ、職員体制を充実させることが求められるが、報酬単価が十分ではなく事業所の負担も重いため、受け入れ難い状況にある。」「他のサービスを併せて提供している場合、定員数が合計した人数で算定されるため、経営的にとても厳しい状況にある。」という意見がみられた。 報酬単価が十分でないことで、配置基準ぎりぎりの余裕のない職員数で支援を行うこととなり、送迎に対応できない、職員のスキルアップの機会を得る事ができないという状況におかれる事業所が多い。重度の障がいのある児童を含め、十分な支援体制を整備するには、報酬単価のアップが不可欠であり、国への要望、市独自の加算制度などの検討を行っていただきたい。	今般、平成27年度の報酬改定において、障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障がい児に対する支援の充実が図られたところである。 予算措置が必要となる市独自の加算制度について、すぐには対応が困難であるため、引き続き、今後も国の動向を見守っていく。
	(4)重度の障がいのある児童への対応について ○医療的ケア(医療行為)が必要な児童や、重症心身障がい児に対応した事業所の増加のために必要な支援をお願いしたい。	アンケートでは、「もっと医療的ケアを行う事業所が増えて欲しい」、「どんな医療的ケアの必要な子どもでも利用できる事業所を早く作って欲しい」「医療的ケアの必要な子の送迎ができる事業所をもっと増やして欲しい」などの意見をいただいたが、熊本市には、重度の障がいのある児童を受け入れている事業所は非常に少ない状況である。 熊本市障がい者プランには、重症心身障がい児・者の支援の充実に関して、“総合的な支援体制の確保”として「医療・保健・福祉サービスを必要とする障がい児・者に、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指す」と掲げられている。 放課後等デイサービスについても、各事業所において重度の障がいのある児童の受け入れが可能となるよう、前項に記載した報酬単価の積み増しをはじめ、必要な施策の検討と実施に努めていただきたい。	本市における放課後等デイサービス事業所の中で、主として重症心身障がい児を対象とするところは、平成28年9月1日現在、4箇所指定している。 前途のとおり、平成27年度の報酬改定において、重症心身障がい児に対する支援の充実が図られたところであり、今後も引き続き、事業所の新規指定の相談があった場合には、医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児に対応した事業所の増加に配慮していく。 本年度の新規事業として、身近な医療機関である診療所が、新たに医療型短期入所事業を実施した場合、規定の人員を超える職員体制を採っている事業所に対し、人件費の一部について助成を行なうことで、新規参入を促すなどの事業を実施している。 また、重症心身障がい児への支援は、医療・保健・福祉と多岐にわたっていることを踏まえ、支援に直接携わる相談支援専門員や看護職員の研修会の開催ほか、ネットワーク会議を実施する等、関係者への理解の促進や連携体制を構築する事業を実施する予定である。

子ども部会提案内容(平成27年度第2回自立支援協議会)			本市状況(H28.11現在)
項目	内容	理由・背景等	
3 放課後等デイサービスに期待される役割について	○本来の制度の趣旨を事業者及び利用者に周知して欲しい。	放課後等デイサービスの基本的役割は、学校や家庭とは異なる環境の中での子どもの発達支援や、保護者の子育て支援を行うものとされているが、利用者からは、保護者の就労時間を確保するために預かって欲しいというニーズが少なくない。アンケートでも、土日祝日の預かりや平日の時間延長に関する要望が多く挙げられており、一部の事業所ではそれに対応する動きもみられる。 一方で、「保護者のレスパイトと就労支援に重点がおかれると、子どものノーマライゼーションにとって別な問題が起きてくる。あくまでも、年齢にふさわしい生活時間やスキルの獲得など、子どもたちの発達支援を行う場としての目標を明らかにしたほうがよい」とする事業者の意見や、「託児所代わりに利用している人が、本当に支援が必要な利用者の妨げになっている」「療育をメインとした事業所が少ない」という利用者の意見もある。 提供される支援内容の多様性は認めつつも、事業者及び利用者には制度の基本的な役割が誤解されることのないよう、市は機会を捉えて周知を図っていただきたい。 なお、保護者の就労支援については、放課後等デイサービスとは別な施策(特別支援学校にも児童育成クラブを設置するなど)として検討する必要があるのではないかと考える。	今般、放課後等デイサービスの支援の質を向上を図るため、国が「放課後等デイサービスガイドライン」を定めたとところである。 本市も、指定通所支援事業所全体に当該ガイドラインを周知するとともに、事業所指定の相談の際、また集団指導や実地指導等の機会や周知メールやホームページへの掲載を通じて、本来の制度、趣旨を周知してきたところである。 また、利用者に対しても、区役所に申請手続き等を行う際にサービス内容を説明させて頂いているところである。 本市においても、引き続き、放課後等デイサービスの制度の趣旨を周知していくつもりであるが、事業者においても見学の際などに必要な説明等願います。
4 事業所の事務負担軽減について	○報告書や請求事務に追われ、子どもに接する時間が削られる。報告内容などの簡素化を検討していただきたい。	事業運営の課題として、書類作成や連絡など事務仕事の負担が大きいと回答した事業所は、全体の3分の1を占めており、「他事業所とのやり取りに手間がかかる」「制度が複雑なために返戻が多い」「支援記録や保護者への連絡帳記入に十分な時間が確保できない」という意見がある。行政への報告内容などの簡素化を検討いただきたい。	本市においては、運営上必要となる様式など、可能な限り事業者の事務の簡素化も含め、お示しさせて頂いているところ。行政として協力できる部分(制度説明・様式作成)については努めさせて頂いたが、支援記録の記載など、本来事業所として必要な事項については、工夫して十分な対応をしていくようお願いする。
5 教育部門との連携について	○サービスの提供にあたり、学校と各事業所が連携することができるよう、市の障がい福祉部門と教育部門が連携して欲しい。	学校との連携については、「放課後等デイサービスガイドライン」において、「子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる」とされている。 しかしながら現状では、「小学校との連携が難しい。学校での対応と事業所の対応に差が無いようにしていきたいため、情報交換ができる場が欲しい」(事業者アンケート)、「学校での様子がわからないまま、放課後に児童を迎え入れている」(部会内での事業者の意見)など、学校との連携は十分には図られていない状況である。 児童の支援にあたり、学校と事業所の連携や情報共有が進むように、地域の発達支援ネットワーク会議や相談支援事業所主催の担当者会議などの場に、学校からも積極的に関わっていただくようお願いしたい。	平成27年度、教育委員会が実施した事業(笑顔いきいき特別支援教育推進事業)において、放課後等デイサービスの取り組みを説明した。 今後も引き続き、連携を図っていきたい。